

事 務 連 絡
令和6年9月20日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

自動車整備技術の高度化に関する困りごとの情報提供フォームの設置について

自動車整備技術の高度化を図るためには、自動車製作者等が作成する整備要領書や、車両の故障診断や作業サポートを行うためのスキャンツールが不可欠です。

一方、自動車特定整備事業者からは、入手困難な整備要領書がある、汎用スキャンツールでは対応できない車種や作業があるなどの課題が報告されているところであり、令和6年3月の第28回 自動車整備技術の高度化検討会においては、令和6年度の実態調査として、自動車整備技術の高度化に関する「困りごと」の実態調査を行うこととされました。

これを踏まえ、国土交通省では、「困りごと」が生じた車種・装置等を具体的に特定し解決策を検討するため、「困りごと」の情報提供フォームを設置しました。

情報提供される方は、別紙「情報提供にあたっての注意事項」をご一読の上、以下URL 又は二次元コードにアクセスして必要事項を入力してください。

12月16日(月)
なお、施策の検討スケジュールの都合上、フォームの設置期間は、~~11月15日~~までとさせていただきます。

「 <https://forms.office.com/r/Yex1NmbGGw> 」



情報提供にあたっての注意事項

情報提供にあたっては、下記の事項を確認・同意いただいた上で行ってください。

- この情報提供フォームは、個別のトラブル処理・調査等の依頼を受け付けるものではありません。（国土交通省では、個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応しておりません。）
- 提供された情報は、国土交通省が行う各種調査・施策の検討等に活用させていただきます。また、必要に応じて関係省庁へ共有させていただく場合があります。
- 提供いただいた各種書類は、原則として、返却しませんのでご了承ください。このため、情報提供の際は、原本ではなく写しを送付してください。
- 情報提供者のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。
- 提供いただいた情報に関する調査・検査・施策検討の実施の有無や経過・結果等についてのお問い合わせには、お答えしておりません。

自動車整備技術の高度化に関する困りごと調査

令和6年9月20日

自動車整備課

1. 背景

- 国土交通省と整備事業者の意見交換等において、以下の課題が挙げられた。
 - 整備事業者が入手不可又は困難な整備要領書が存在する
 - 専用スキャンツールでないと対応できない車種や作業がある 等
- これを踏まえ、令和6年3月の「自動車整備技術の高度化検討会」において、令和6年度、別添3. の取組を行うことが合意されたところ、3.（1）及び（2）に対応する施策として、自動車整備技術の高度化に関する困りごと調査を行う。

2. 概要

- 以下要領により、整備事業者から直接困りごとを広く募集する。
 - 名 称： 自動車整備技術の高度化に関する困りごとの情報提供フォーム
 - 方 式： Microsoft Forms を用いたアンケート形式
 - 期 間： 令和6年9月20日～11月15日（約2か月間試行的に実施）
 - 対 象： 自動車特定整備事業者
 - 内 容： 別紙参照
- その他：
 - ・ 本フォームについては、日整連・日車協連への事務連絡（記入要領を含む。）の発出を通じ、整備事業者に周知する。
 - ・ 本フォームは、あくまで高度化検討会の合意に基づくものであるため、整備技術の高度化に関する課題のみを収集の対象とする。（労働環境や賃金、整備料金等に関すること等は対象外）
 - ・ 情報提供の際は、本フォームが個別のトラブル処理・調査等の依頼を受け付けるものではないことに合意するものとする。
 - ・ 添付資料がある場合は、別途メールにて国交省に送付するものとする。
 - ・ 上記期間終了後の本フォームの取扱いについては、状況に応じて検討する。

自動車整備技術の高度化に関する課題と令和6年度検討会の進め方（案）

令和6年3月12日
国土交通省
物流・自動車局
自動車整備課

1. 現状認識

- 自動車整備技術の高度化を図るためには、①自動車製作者等が作成する整備要領書などの「情報」、②車両の故障診断や作業サポートを行うためのスキャンツールなどの「ツール」、③これらを使いこなす自動車整備士などの「人材」の3点が不可欠である。
- 令和5年度までの自動車整備技術の高度化検討会（以下「検討会」という。）では、これらの視点から、①FAINESの活用を中心とした整備要領書の提供環境の整備、②標準仕様の汎用スキャンツールの開発促進と専用スキャンツールの提供ルールの整備、③新技術に対応できる自動車整備人材の育成・確保等について、関係者が連携して取り組んできた。
- また、令和元年の道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）改正では、自動車製作者等に対して自動車特定整備事業者に対して点検整備の実施のために必要となる技術情報（整備要領書、専用スキャンツール）の提供が義務付けられたところである。（車両法第57条の2第1項）
- これらの取組は諸外国と比較しても劣後するものではなく、むしろ業界の垣根を越えて連携する本検討会の枠組みは、我が国特有の好事例と言える。
- 他方で、自動車技術の進展は一層目覚ましく、また、自動車製作者等に求められるサイバーセキュリティ対策等は慎重に検討・対応しなければ、これらの取組と相反するおそれを孕んでいることにも留意が必要である。
- このため、令和6年度以降も本検討会と関連WGを継続し、自動車技術の進展、国際基準の改正等を注視するとともに、整備の現場等で発生している課題を丁寧に拾い上げながら、全ての自動車特定整備事業者の整備技術の高度化を進めていく必要がある。

2. 潜在的な課題

国土交通省と自動車特定整備事業者等との意見交換の場等では、整備技術の高度化に関する以下の課題が報告されている。（※あくまで事業者等の声を聴取したものであり真偽を含めて今後調査が必要である。）

（1）「情報」関係

- ① 輸入車の整備要領書をFAINESから閲覧できない。
- ② 自動車特定整備事業者が入手することできない又は入手することが著しく困難である整備要領書（又はその一部）がある。

(2) 「ツール」 関係

- ① 汎用スキャンツールでは対応できない車種や作業があり、その都度ディーラーに持ち込んで作業することが負担となっている。
- ② ディーラー以外の整備工場が「専用スキャンツール」の購入を希望しても、購入できないことがある。
- ③ 自動車製作者等が提供する技術情報を用いて製作される「標準仕様の汎用スキャンツール」の開発が途絶え、リバーズエンジニアリング品のみとなっている。

(3) 「人材」 関係

- ① 専門工場が、高度化する整備技術の教育・訓練を受ける機会やそのための教材が不足している。
- ② (①に関連して) 自動車製作者等が製作するディーラー向けの動画教材やWEB教材を専門工場にも活用させてほしい。

(4) その他関係

- ① OBD 検査（令和6年10月開始）において不合格となりうる故障について、専門工場が入手可能な整備要領書及びスキャンツール（汎用・専用）のみでは修理できない。
- ② 車両法第57条の2第1項が十分に機能していない。

3. 令和6年度の取組案

(1) 整備現場の実態調査

自動車特定整備事業者に対して、2. に掲げる課題を含めて整備技術の高度化に関する「困りごと」の実態調査を行う。「困りごと」がある場合、車種・装置等を具体的に特定し、解決策を検討する。

(2) 整備要領書及び専用スキャンツールの提供条件の調査

車両法第57条の2第1項に基づく情報提供義務の細目を定めた自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第7条の規定（とりわけ別紙1中の黄色部）の運用の実態について調査を行い、課題があれば車種・装置等を具体的に特定し、解決策を検討する。

(3) 標準仕様の汎用スキャンツールの開発促進

ツールメーカーが、標準仕様の汎用スキャンツールの開発を躊躇する原因を特定し、その解消策を検討する。

参照条文

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）

第五十七条の二 自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を輸入することを業とするもの（以下「自動車製作者等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は当該自動車の使用者が点検及び整備（第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。次項において同じ。）をするに当たつて必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならない。

2 （略）

○自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。
- 二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。
- 三 自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報をを用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。
- 四 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

- 一 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。
- 二 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足る能力及び体制を有することが確認された者に限ること。
- 三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣

が定めるものを除く。

- 一 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号
- 二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報
- 三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報
- 四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

○自動車点検基準第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報を定める告示（国土交通省告示第二百三号）

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。

- 一 施錠装置及び盗難発生警報装置の構造及び性能に係る情報
- 二 電気通信回線を通じて自動車の電子計算機に指令を与えるための情報であつて、当該自動車の改造に不正に使用されるおそれのあるもの
- 三 プログラム等の設計及び自動車を販売するときに行うプログラム等の改変に係る情報